

政策調整会議の概要

開催日 令和2年4月10日（金）

◎項 目

1 新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応等について 【総務部】

◎内 容

総務部より、職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応等について、配付資料に基づいて説明が行われた。

（総務部）

職員に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合の対応等について、資料を作成した。資料は、職員に症状が発生した段階から濃厚接触者の確定・対応、所属執務室内の消毒の実施・業務再開までの流れを時系列で整理している。

所属職員が濃厚接触者であることが判明した場合、その職員に対し自宅待機（接触後2週間）を指導していただきたい。また、症状が発生した職員がPCR検査の結果、陽性であることが判明した場合、当該事実の報告を受けた所属長は、所管保健所（所属所在地を管轄する保健所）へ連絡し、その後の対応について必ず指示を仰いでいただきたい。その上で、確実に執務室の出入りを禁止する措置を講じるようお願いする。そして、執務室内にいる所属職員以外の職員、来客者を速やかに退出させ、窓口業務がある場合は、一時中止、既に窓口にいる来客者に対しては再開予定などを周知するよう徹底していただきたい。所属職員には、執務室内で待機するよう指示し、外部との接触を禁止していただきたい。

発症した職員本人からの聞き取りは保健所が担当するが、その他の職員からの聞き取りは、保健所の指示に従い所属長が担当することとなる。所属長は、所属職員から感染者との接触状況等を聴取すれば、「接触者リスト」を作成し保健所に提出する。

保健所は、聞き取り結果をもとに濃厚接触者の判定を行う。所属職員は、濃厚接触者の判定が終わるまでは、できる限り所属で待機することとなる。濃厚接触者に該当する職員がいれば、直ちに自宅待機とし、該当しない職員については、所属執務室内の消毒作業を行った後、業務を再開する。所属職員に濃厚接触者や感染者が多数発生し、部局を超えた人員調整が必要な場合には、部局主管課を通じて人事課に協議していただきたい。